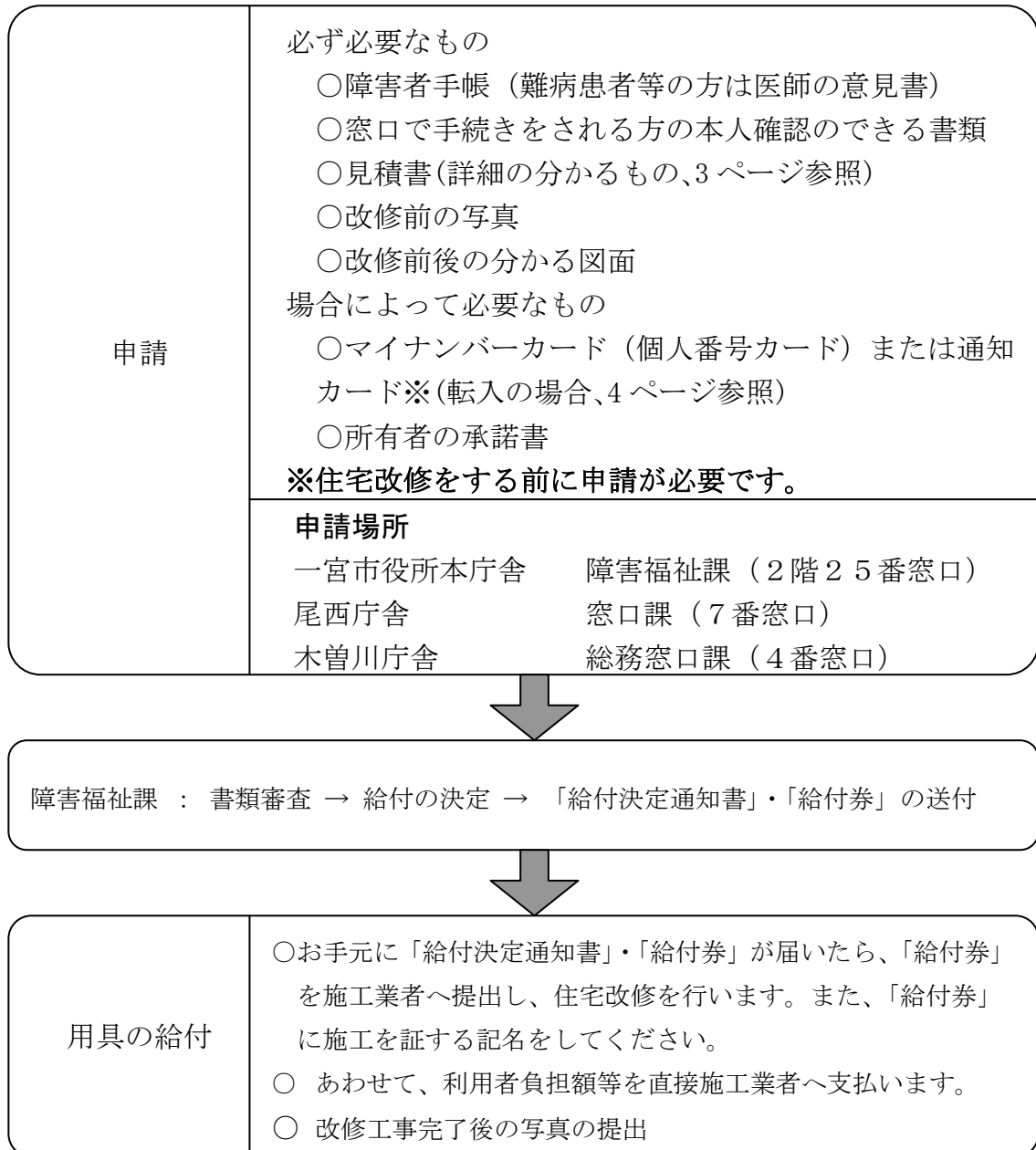


住宅改修費のご案内 (障害者日常生活用具)

令和6年4月

一宮市では、一定の要件に該当する障害者の方で必要と認められる場合に、住宅改修費を給付しています。障害名や障害の等級、年齢、世帯の状況、在宅などの要件があります。

申請から改修工事までの流れ



原則1回限りの給付となります。改修内容を十分検討した上で、ご利用ください。

問合せ 一宮市役所障害福祉課障害福祉グループ

TEL0586-28-9017

FAX0586-73-9124

※チラシの内容は予告なく変更する場合があります。

改修工事の範囲

①手すりの取り付け

廊下・便所・浴室・玄関から道路までの通路等に設置するもの
転倒予防、移動・移乗動作のために必要と認められるもの
形状は、二段式、縦付け、横付け等

②段差の解消

居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差を解消するもの。玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの。

例：敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど。
スロープ・すのこを置くだけなど工事を伴わない床段差の解消を除く。

昇降機・リフト・段差解消機等動力によって段差を解消する機器の設置工事を除く。

③床または通路面の材料の変更

すべりの防止や移動の円滑化などのために床や通路面の材料を変更するもの。

例：居室の畳敷きを板製やビニール系の床材への変更、浴室の床材を滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい舗装材への変更。

④扉の取り替え

開き戸を引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテンなどに取り替えるもの。車いすで移動できるように幅広の扉へ取り替えるもの。ドアノブの変更、戸車の設置など。自動ドアへ取り替えを除く。

⑤便器の取り替え

和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能等が付加されているものを含む）へ取り替えるもの。洋式便器にこれらの機能を付加する工事、水洗化・簡易水洗化の工事を除く。

①～⑤に付帯して必要となる工事

例：①手すりの取り付け…手すり取り付けのための壁の下地補強

②段差の解消…浴室の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

③床または通路面の材料の変更…床材変更のための下地補強、通路面の材料変更に伴う路盤の整備

④扉の取り替え…扉の取り替えに伴う壁または柱の補修工事

⑤便器の取り替え…便器の取り替えに伴う給排水設備工事、便器の取り替えに伴う床材の変更

対象と基準額

在宅の6歳以上の身体障害者で、下記の①②③④とも原則、1回限りの給付です。

- ①肢体不自由者住宅リフォーム…下肢・体幹機能障害 3 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 3 級以上(移動機能障害に限る)。特殊便器への取替えをする場合は上肢障害 2 級以上。【基準額は 20 万円】
- ②視覚障害者住宅リフォーム…視覚障害 3 級以上。【基準額は 20 万円】
- ③難病患者等住宅リフォーム…下肢・体幹機能または視覚に障害があり、医師の意見書により住宅の改修が必要と認められる方【基準額は 20 万円】
- ④重度身体障害者住宅リフォーム加算…①と②を受ける場合、一定の条件(※)を満たす希望者に上乘せして給付(①または②と同時申請に限る)。【基準額は 30 万円】
(※)①は下肢・体幹機能障害 2 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 2 級以上、②は視覚障害 2 級以上。①(特殊便器への取替えを除く)または②を受けても十分な改修のできない場合で、居住者全員の市民税が非課税の世帯が対象(申請が 4 月～6 月の場合は前年度の市民税の課税状況)。

65歳以上の方と40～64歳の特定疾病の方 介護保険制度をご利用ください

介護保険が適用される方は、介護保険をご利用いただくことになっています。介護認定を受けて、介護保険の制度をご利用ください。

見積書を作成される業者の方へ

- 見積書の宛名は、一宮市福祉事務所長としてください。
- 材料・工事費・取り壊し費用など、項目ごとを積算した内訳の分かる見積書をご提出ください。便所と浴室など、改修箇所が複数ある場合は、その場所ごとの内訳が分かるものとしてください。
- 内訳・欄外等の余白に給付対象者名を明記してください。
- 業者名(見積書の差出人)記載欄
法人の場合
社名・代表者名・代表者印が必要です。支店・営業所名で作成する場合は、支店長名または営業所長名と法人の支店長印または営業所長印が必要です。
個人の場合
屋号・個人名・印(個人の氏または名の印影のあるもの)
※見積書に不備があると給付決定が遅れます。ご協力をお願いします。また申請される方は、このちらしを業者に見せて作成してもらってください。

工事図面と工事前後の写真

- 工事図面(見取図)…改修工事前後の分かるもの
(改修内容を朱書きするか、前後を別に作成したもの)
- 工事前後の写真……改修箇所すべての写真
例：段差解消…工事前は段差が分かる写真、工事後は段差の解消が分かる写真。手すりの設置…工事前は手すりを設置する場所の写真、工事後は設置後の写真。

利用者負担額について

○基準額以内の場合

対象となる工事費の1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。
(市民税課税世帯のみ)

$$\text{お支払いいただく額} = \text{工事費用の1割} \times$$

○基準額を超える場合

基準額の1割(利用者負担額)と基準額を超えた分の額をお支払いいただく必要があります。

$$\text{お支払いいただく額} = \text{基準額の1割} \times + \text{基準額を超えた分}$$

利用者負担額にはひと月ごとの上限があります

基準額を超えた分を除いて、ひと月の負担合計額(上図の※の金額)が37,200円を超える場合は、それ以上は支払う必要はありません。市民税非課税世帯及び生活保護世帯の費用負担はありませんが、基準額を超えた分は支払う必要があります。 ※世帯の範囲

18歳以上の障害者……障害のある方とその配偶者

18歳未満の障害児……保護者の属する世帯全員

転入された方はマイナンバーが必要

令和6年1月1日(令和6年6月末までの申請の場合は令和5年1月1日)一宮市内に住民票がなかった方は、マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード※が必要です。なお、現在の世帯のなかで被扶養でない方全員のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード※が必要です。ただし、令和6年1月1日(令和6年6月末までの申請の場合は令和5年1月1日)に一宮市内に住民票があった方の分は不要です。また、障害者本人が18歳以上の場合は、本人と配偶者の課税状況が判断材料になるため、マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード※も2人分だけで結構です。(未婚の方は本人のみ)

※通知カードの場合、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など官公署から発行されたもので写真付のものなら1点、写真無ければ2点)が必要です。

世帯の所得の多い方はこの制度をご利用になれません

世帯内に、市民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合は、給付対象になりません。なお、市民税の税額は、転入した方を除き申請時に承諾をいただき、市役所障害福祉課がお調べします。

※障害者本人が18歳以上の場合は、本人と配偶者の所得割額のみで対象となるか否かを判断します。(未婚の方は本人のみ)